

すべての人にやさしく、住みやすい  
「日本一の福祉のまち長久手」の実現を目指して

# 平成30年度 事業計画

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

社会福祉法人長久手市社会福祉協議会



# 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会

## 平成30年度 事業計画

### 1 事業方針

社会の急激な変化とともに、社会福祉を取り巻く環境は、「自助・共助・公助」の変容等により、地域住民の生活課題も多様化しています。

そのような情勢の中、長久手市社会福祉協議会では、従来から地域住民の全世代・全対象型の包括的なケアシステムの構築を目指して各事業を推進してきました。

本会は、地域福祉推進の中核的組織として、「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」を推進することを使命に日々の業務に取り組んでいます。

平成30年度の事業計画策定にあたり、「共助」に対する取り組みとして、住民主体の地域福祉活動の支援強化、「自助・共助・公助」に対する取り組みとして、地域住民と関係機関・行政・専門職等を結ぶネットワークの連携体制による総合相談機能の充実強化、「公助」に対する取り組みとして、障がい者相談支援体制の拡充強化を図る事業を新たに市から受託しました。「地区社協」・「見守りサポーターながくて養成」・「地域交流のつどい・サロン活動」など従来の各事業とともに更に新たな展開をしていきます。

### 2 新たな展開となる受託事業

#### (1) 住民主体の地域福祉活動の支援強化〔地域力強化の推進〕

C SWの配置拡充・地区社協の全市的立上げ

C SWを各小学校区に配置し、アウトリーチ機能の強化をし、更なる地域ニーズや課題の把握をしていきます。また、地区社協は、全市的に立上げて機能強化を図ります。地域生活課題に即した部会活動を展開し、活動の中から住民自身が課題を発見・実感することにより、住民による解決に向けた提案や取り組みが実現できるよう働きかけます。

#### (2) 総合相談機能の充実強化〔相談支援包括化の推進〕

「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業・多機関協働相談支援包括化推進事業として、福祉に関する高度な専門員である相談支援包括化推進員を配置し、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、課題の把握から支援計画の作成、相談支援機関との連絡調整を行なうなど、個別の支援にあたります。

また、市と協力して、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、多機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援の包括化ネットワークを構築します。

#### (3) 障がい者相談支援体制の拡充強化〔基幹相談支援センターの設置〕

基幹型への移行により相談員を増員し、従来の支援業務に加え、次の業務に取り組めます。

- ア 地域の相談支援体制の強化  
地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導及び人材育成の支援、地域の相談機関との連携
- イ 入所施設・医療機関から地域生活への移行促進  
障がい者施設や精神科病院等への地域生活移行に向けた普及啓発
- ウ 権利擁護・虐待防止  
成年後見制度の利用支援・障がい者に対する虐待を防止するための取り組み
- エ 地域の実情に即した自立支援協議会の運営

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
1	地域交流のつどい・サロン活動事業 ＜地域福祉活動計画重点事業＞	閉じこもり・孤立の防止、健康推進を目的とした、住民が気軽に集まってきずなをつくるために主体となって、サロンの立ち上げ支援を行う。(現在:サロン43ヶ所)	サロンの手引きがなく、新規で立ち上げたい方やサロンを知らない方への周知が不足している。 障がい者(児)サロンが少ない。(1ヶ所)子育てサロンが少ない。(2ヶ所)	新たに全小学校区に1か所、合計6ヶ所を設立し、歩いて行ける距離にあるサロンを増やす。 子育てサロン、障がい者(児)サロンを各1ヶ所ずつ設立する。	『サロンの手引き』を新たに作成する。サロン交流会等で周知する。サロン交流会とサロン説明会は内容を分けて実施する。	地域福祉係(CSW)		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	各小学校区にサロンの立ち上げがなされるように、働きがけを行っていく。 子育て、障がい者(児)のサロン立ち上げにかかる働きがけを行っていく。				サロン交流会を実施する。(新規向け)サロン手引きを作成し、周知に活用する。		サロン交流会を実施する。(既団体)	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
2	見守りサポーター ながくて 養成事業 ＜地域福祉活動計画重点事業＞	新しい見守り体制をつくることで、地域のつながりの再構築をめざす「見守りサポーター ながくて」を育成し、早期発見できる体制を構築する。	あらたに要綱改正を行うため、制度説明を実施する必要がある。	初級講座を年に100人養成することは継続的に実施する。	要綱等の改正及び説明会を実施する。	地域福祉係(CSW)		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	要綱改正について福祉施策課と内容協議を行う。 見守りサポーターの養成は継続的に行う。		関係機関への説明会を実施		現サポーターに向けた事業見直しの説明会を実施			
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
3	地区社協事業 ＜地域福祉活動計画重点事業＞	住民が地域の福祉課題を早期に発見し、互いに支え合いながら解決していくための取り組みを行う。福祉全般で制度の対象とならず困っている方を支援するCSW(コミュニティソーシャルワーカー)がとりまとめながら、小学校区を単位として、住民と一緒に解決する仕組みを作る。	長久手小学校区・東小学校区で設立準備が必要。 地区社協での部会活動及び地域福祉学習会の参加人数が少ない。 地区社協設立済の4小学校区に比べて長久手小学校区・東小学校区の相談件数が少ない。	長久手小学校区・東小学校区にCSWを専任で各1名配置する。 長久手小学校区・東小学校区の地区社協設立に向けて地域福祉学習会を実施する。	学習会を開催し、地区社協設立準備をする。 他小学校区の地区社協との情報交換会の場を設ける。	地域福祉係(CSW)		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	長久手小学校区・東小学校区の民生委員や自治会などに地区社協の説明を実施する。 市が洞小学校区、南小学校区のCSWを周知し、相談窓口を明確にする。		長久手小学校区・東小学校区で地域福祉学習会を開始する。				各地区社協の情報交換会を実施する。	

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
4	生活支援コーディネーター	他機関と連携し、多様な地域資源を活用しながら、日常生活圏域の生活支援・介護予防に係るサービスの基盤整備を行う。	生活支援サポーターの役割が明確になるよう要綱見直しを行う必要がある。	生活支援サポーターの要綱見直しを行う。 昨年度に実施したアンケートをもとに地域に必要な居場所作りを行う。	実施にあたり事前打合せで目的の統一化をはかりながら、資源開発・ネットワーク構築・協議体の運営を行う。	地域福祉係(CSW)		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	生活支援サポーターの役割を明確にする。アンケートをもとに地域での居場所作りが必要なものをづくりだすように働きかけを行う。							
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
5(新規)	我が事丸ごとの地域づくり(多機関協働)	長久手小学校区・東小学校区・北小学校区を担当する包括化推進員を設置し、市内の相談にて複合的課題を抱える世帯に対してのアプローチや支援方法を検討し、多機関へ働きかけを行う。	相談窓口がたくさんあり、それらの情報収集のあり方等が明確になっていないこと、それらの進捗管理が適正に行われていないことがある。	多機関とどのように支援を実施するかを検討し、進捗管理を実施しながら世帯支援が行き届くように支援を行う。	包括化推進員において、ケース検討を進めながら、実際のケースの扱い方について市や西小学校区・南小学校区・市が洞小学校区担当の包括化推進員と協議を行いながら、市内相談事業所への事業周知を実施する。	地域福祉係(CSW)		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	相談を受け、我が丸相談員の中で共有し、課題解決に向け、事例検討等も進めていく。事業周知をはかる。							
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
6(新規)	要支援の平常時の見守り事業(仮称)	災害時に要支援を必要とされている方は平常時からの見守りが必要なケースが多いことが想定されるため、その方を対象に平常時の見守り体制を構築する。	事業説明及び、現在把握しているリストをどのように活用し、周知していくか。多機関とどのように協働していくか。	リストの整理をして年間100件の訪問を行う。	各関係機関と協議を行い、訪問の優先順位を決め、個別訪問を実施しアウトリーチをすすめる。	地域福祉係(CSW)		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	事業をどのように実施するのか福祉施策課と協議し、詳細のすり合わせを実施する。		多機関と現在のリストの照合を行い、社協が訪問する方のリストアップを行う。		個別訪問を通じたアウトリーチを実施する。			

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
7(新規)	CSW補助員(仮称)	訪問活動による見守りや声かけが必要な方に対して、ケースマッチングを行い、見守り体制を構築していく。	講座を実施しないため、対象者とのマッチングをその都度実施していく必要がある。	見守り体制を構築するための要綱を整える。 見守りしてほしい希望者の把握を行う。	要綱等の改正及び説明会を実施する。	地域福祉係(CSW)
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	関係機関との事業内容すり合わせ・事業説明を実施する。 個々に個別訪問を依頼し、マッチングを開始する。					
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
8	共同募金運動への協力及び共同募金配分事業の実施	住民相互の助け合いと地域福祉の推進を目的に、赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金を実施する。 (平成29年度実績:一般募金377万7,660円、歳末募金27万4,016円)	自治会主導による戸別募金が伸び悩んでいる。 募金割合において戸別募金に偏っている。	【募金目標額】 一般募金400万円・歳末募金15万円 新規協力店として5社以上に依頼する イベント募金を30,000円増やす。 法人募金企業を5社増やす。 募金箱常設又は自販機設置を1店舗設ける。	地域イベントでの募金活動やPRの機会を増やす。 市内の店舗に共同募金のポスター・募金箱や自販機の設置を依頼する。 商工会を通じて法人企業に向けてPR活動を実施する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	第1回共同募金委員会を開催する。今年度の募金運動の内容を検討する。市政協力員会議において共同募金の協力を依頼する。市内新規協力店依頼先を検討する。夏祭り等へのイベント参加の可否の確認をする。		第2回共同募金委員会を開催する。募金運動の協力団体への調整を依頼する。共同募金資材を自治会へ配布する。イベント募金を実施する。新規協力店へ募金協力の依頼をする。	各種募金活動を実施する。	第3回共同募金委員会を開催する。次年度の配当事業計画を作成する。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
9	福祉作文コンクール	児童、生徒の福祉活動の啓発を目的に、作文を通して福祉活動を考える機会を設ける。	継続的に事業を実施する。	市内全小中学校から作文を募る。	市内小中学校及び市内高等学校を通じて児童・生徒へ参加を依頼する。優秀作品は福祉大会で表彰及び発表をする。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	作品コンクール提出依頼を各学校へ送付する。		審査会を開催する。 作品集を作成する。	社会福祉大会で発表する。 HPIにて作品集の掲載をする。	翌年度に向けての調整をする。	

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
10	ひとり親家庭援助活動	ひとり親家庭を対象に助成することで、児童の福祉の充実を図る。 小学校等の入学準備の際に、必要な用品にかかる費用に対して助成を行う。	29年度から開始事業のため、対象世帯への周知が必要。 中学校入学時の方が制服等の準備に費用がかかる。	新中学生世帯も助成対象とする。	子育て支援課、保険医療課、教育総務課及び小学校に協力を依頼し、対象世帯へチラシを配布する。本会広報紙にて事業PRを掲載する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)
	要領の見直しを行う。 チラシを作成する。 各機関への依頼、調整を行う。		対象世帯への周知を行う。 募集を開始する。	募集。		本会広報紙・HPで周知する。
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
11	男性料理教室	男性の一人暮らし高齢者を中心に、手軽に作れる料理教室を開催し、外出の機会及び健康維持を図る。	料理教室受講者同士の交流、受講後の対応・活動がない。	料理教室受講者が、地区社協・サロン・防災ボランティア・子ども食堂などの地域活動や講座に、2名以上が参加する。	市内一斉防災訓練時に炊き出し訓練の参加を呼び掛ける。年末に忘年会等で参加者が交流する場を設ける。受講者に、子ども食堂など地区社協のイベントでのボランティア依頼をする。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)
	レクリエーション協会と企画・メニューについて調整を行う。 関係課及び日赤さつき奉仕団と調整を行う。 回覧板にて周知を行う。		市の広報紙に募集を掲載する。 チラシを回覧板や公共施設に設置する。 7月より募集を開始する。 受講生決定後、小学校区ごとに班分けをする。	CSWの紹介や地域の活動を紹介する。 忘年会を開催する。 講座の一環として市内一斉防災訓練での炊き出し訓練の参加を呼び掛けて実施する。		受講者に対して地域でのサロン活動や防災ボランティアの講座などへの参加を促す。
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
12	年忘れ「お笑い演芸会」の開催	高齢者同士の交流や外出の機会を創出することで健康維持に役立てるために、ボランティアによる寄席を開催。(平成29年度参加者数244名)	開催場所に偏りがある。	合計で250名以上の来場者を得る。	各中学校区で1回以上開催する 市内福祉事業所や介護予防教室、高齢者サロン等で周知活動を実施する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)
	準備・調整を行う。		ボランティアと実施内容を協議する。	実施団体と連絡を取り、日程、会場を決定し、周知活動を行う。 12月に各中学校区で開催を行う。		翌年度に向けて準備を行う。



平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
13	子育て・障がい者世帯への支援	子どもから大人まで、障がいがあってもなくても支え合いに関するテーマのイベントを開催。	子どもと障がいのある方の交流の場を継続的に提供する必要がある。	障がいのある方が活躍するイベントを開催し、参加者と交流を図る。	障がいのある方が演じる人形劇を開催する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)	
	人形劇団と調整を行う。		チラシを作成する。 広報紙に掲載する。		10月～11月頃開催する。(募集は9月～10月頃から行う。)	
第4四半期(1月～3月)		翌年度に向けて調整を行う。				
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
14	会員募集	地域福祉の充実を目的に、強化月間(5、6月)を設け、募集活動を実施。 H29実績加入一般会員 6,951件 3,479,100円 賛助会員16件 19,000円 法人会員119件 428,000円 合計3,926,100円	自治会未加入者に対して加入を促すにあたって、社協の事業PRができていない。 法人会員依頼が年度会員であるが依頼時期が7月末と遅い。	自治会未加入者が参加する地域の行事に出向き、社協の知名度向上を目的としたPRを行い、自治会外の一般会員を10件増やす。	資材を簡素化し、自治会の負担を軽減する。 社協の事業PRや知名度が向上するようなパンフレットやPR用のぼりを作成する。 法人会員募集依頼の時期を早める。 地域の行事に参加し社協をPRする。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)	
	市政協力委員に依頼 一般、賛助会員、法人会員募集 自治会未加入者に対する周知方法の調整 サロン、地区社協での社協会員募集PR		社協PRパンフレット、グッズ(のぼり)を作成する。 地域のイベントに参加し、自治会未加入者にPRする。		自治会未加入者に対し、周知活動をする。	
第4四半期(1月～3月)		翌年度に向けて調整する。				
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
15	日常生活自立支援事業	金銭管理に不安のある方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施。 (平成30年2月現在:契約者数13人)	制度の適切な周知活動を行う必要がある。	適切な事業実施を行う。	市内福祉事業所へパンフレットの配布を行う。 新規設立事業所に訪問し、事業説明を実施する。 広報紙にて周知活動を行う。 契約者数が大幅に増加する場合は、支援員の増員を検討する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)	
	広報紙へ事業内容の掲載を行う。 適切な事業実施を行う。 福祉事業所へのパンフレットの配布を行う。		適切な事業実施を行う。			
第4四半期(1月～3月)						

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
16	地域ボランティア養成事業	ボランティア活動者を増やすため、地域で講座や勉強会を開催する。	講座の内容によって参加者数が少ない場合がある。	地域で行う出張講座や相談を通じて、29年度実績より個人登録数を多くする。	参加自由のボランティアについて自由にPR、交流、情報が得られる場所として現在実施しているボランティアカフェの交流の部分に特化して実施する。地域で養成の事業を6回実施する。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	小学校区での講座を実施する。				来年度の講座の内容を検討する。		運営委員会で次年度の講座の内容を承認を得る。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
17	災害時ボランティアセンター事業(災害協定)	被災者、被災地の早期復興を行うため、災害時の被災者支援に特化した「災害時ボランティアセンター」を設置・運営する。	災害時ボランティアセンターは社協全体で取り組む必要があるが、担当以外の職員との協力体制・理解が不十分である。防災ボランティアに若い世代の参加が少ない。	正職員を対象に勉強会及び訓練を実施する。防災ボランティア講座の20代から40代の参加者を3名以上にする。	市内一斉防災訓練前に職員を対象に運営訓練、勉強会を実施する。東尾張ブロック社会福祉協議会の広域訓練に担当職員以外も参加する。災害時に自己防衛や子どもを守ることに役立つ内容を入れるなどして若い世代に関心の持てる講座内容を検討する。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	防災ボランティア講座の内容検討、準備、周知を行う。		防災ボランティアコーディネーター養成講座を実施する。職員向けの運営訓練、勉強会を実施する。		市内一斉防災訓練へ参加する。東尾張ブロック社会福祉協議会の災害時ボランティアセンター運営訓練に参加する。		防災ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行う。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
18	ボランティア相談事業	ボランティア実践者によるボランティアに関する相談を行う。(平成30年2月現在、平成29年度相談実績11名)	相談者数が少ない。	相談者数を年間20名以上得る。(出張相談含む)	周知の強化を目的に、ボランティア相談のチラシを作成配布し、市内福祉事業所にもボランティア相談のチラシを配布する。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	地域ボランティア養成事業に併せてボランティア相談を実施する。		チラシを作成する。					

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
19	社会福祉協力校事業	市内小中高等学校で福祉教育を普及させるため、福祉実践教室の開催や学校行事への協力を行う。	福祉実践教室への学校側のニーズが十分に把握できていない。学校教育カリキュラム変更により福祉教育の時間が減少する可能性がある。幼児に対する福祉教育事業がない。	福祉実践教室の事業時間の確保をする。	連絡協議会等でアンケートや意見交換等を行いニーズの把握をする。結果を基に講師と現在の実施内容を協議する。幼児の世代まで福祉教育の範囲を広げる事が可能かニーズ等も含め検討する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	各校への委嘱・担当者会議を実施する。		夏休み児童・生徒福祉体験学習を実施する。	福祉実践教室を実施する。	連絡協議会を実施する。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
20	家庭体験ボランティア事業	児童養護施設の子どもを長期休暇中に家庭へ招くボランティアを育成する。(平成29年度養成実績1名)	事業の内容の周知が不足している。	1名以上養成をする。	家庭体験ボランティア勉強会、対象児童との交流会を実施する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	市内児童養護施設と勉強会の講師等の選考を行う。		子育て、家庭体験ボランティアの勉強会を実施する。	交流会を実施する。	反省会を実施する。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
21	貸付相談事業(生活福祉資金・はやぶさ資金)	低所得世帯や障がい者・高齢者世帯などを対象に、生活困窮時の緊急対策及び世帯の自立更生資金の貸付を行う。	生活福祉資金・はやぶさ資金のどちらにも該当しない福祉課題のある家庭に、貸付できないことがある。	30年度内に制度開始ができるよう要綱を整える。	貸付制度を精査する。	地域福祉係
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	ニーズ調査と分析をする。		貸付要綱案の協議を実施する。	新たな貸付制度の案を理事会及び評議員会への上程、制度実施準備、関係機関への周知を行う。	制度を開始する。(1月頃)	

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
22	広報活動	本会で行う事業などを広報紙で周知。 年間4回発行。 ホームページによる情報発信。	ブログ等が十分に活用されていない。 視覚障がい者への対応ができていない。	月間4件以上のブログ発信。	担当から事前に、実施事業についてブログを掲載するように依頼。 市内の朗読録音ボランティア団体と協議。 近隣市町のホームページ及び広報紙の視覚障がい者への対応調査を行う。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	広報配達員と契約・広報紙発行(4月) 聴覚障がい者対応について状況調査を行う。 録音朗読ボランティア団体と協議を行う。		広報紙発行(7月)		広報紙発行(10月)		広報紙発行(1月)	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
23	各団体の事務局業務	身体障害者福祉協会、遺族会、シニアクラブ連合会、子ども会連絡協議会、希望の会の活動が円滑に進むよう事務局を担う。	団体活動の活性化を行う。 事務、経理が適切になされるように支援が必要。	適切な運営補助を行う。	団体への事務、経理サポートを行う。 団体の活動促進につながる情報提供を行う。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	各団体の総会、助成金の申請を行う。		各団体の事業実施補助を行う。				次年度準備、決算を行う。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
24	福祉まつり	市民主体の実行委員会で、市内福祉団体・ボランティア団体のPR及び福祉に関する体験等を通じた啓発、企画等を行う。(平成28年度来場者実績1,400名、平成29年度荒天中止)	運営費が削減。 テーマに沿った内容となるように出展者、内容を検討する。	協賛企業を2社増やす。 1,700名以上の来場者を得る。	協賛企業をチラシ等に掲載・商工会等企業の集まる場所で福祉まつりの実施内容を説明する。 30年度のテーマ「みんなで育む子どもの未来」にあう出展内容で依頼する。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	実行委員会を開催し、テーマに沿った出展者、内容の検討を行う。		PRチラシ作成 企業へ協賛依頼、説明を実施する。		2018長久手市福祉まつり開催(10月28日)		次年度に向けて準備を行う。	

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 地域福祉係(CSW・地域福祉・生活困窮者自立支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
25(新規)	フードドライブ事業	市民及び企業に対して、食べる予定のない食品の募集を行い、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋へ寄付し同団体の活動を支援する。平成29年度実績:米類約376kg、その他食品718点(約416kg)実施日:平成29年10月24日～10月29日(6日間)	新しい事業のため、十分に周知されていない。受け取り場所に限られる。	米類:420kg その他食品800点を集め、セカンドハーベスト名古屋に寄付をする。	福祉の家以外での食品の受取を検討、依頼する。事前に農協等に協力依頼をし、農家に対してPRをする。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	受取場所の検討を行う。		団体等への協力依頼を行う。		フードドライブを実施する。(10月末～11月上旬頃)		次年度の事業の実施内容を検討する。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
26(新規)	認知症地域支援推進事業	認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症家族交流会などの認知症に対する普及、啓発活動を行う。	認知症の人や家族、地域の人が気軽に集い、語り合う場である認知症カフェの設置が実施できていない。	認知症カフェを1回以上開催する。	認知症カフェを実施するために必要な協力団体、協力者、場所を検討する。	地域福祉係		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	認知症カフェの場所の選定、周知などの準備。		認知症カフェを実施する。		認知症カフェを継続実施する。			
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係		
27	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対する相談支援。就労、家計、その他の自立に関する相談支援。支援計画書の作成。生活困窮者支援を通じた地域づくりを行うことで、地域で安定した生活が確保できるようにする。(H29年度 月平均相談件数:202件)	新規相談件数がほぼ横ばい。支援が必要な人の早期把握、早期発見が十分に図れていない。	支援を必要とする人が一人でも多く、直接、または関係者や地域住民を通じて、本事業の支援につながる仕組みや機会を整える。	市内のコンビニエンスストアへのチラシを設置する。(半年に1回、訪問)図書館や文化の家等公共施設でのチラシを設置する。民生委員児童委員協議会や地区社協等での周知活動及び連携依頼を行う。関係分野の諸機関・事業所への周知活動及び連携依頼を行う。	地域福祉係 (生活困窮者自立支援事業)		
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)		第4四半期(1月～3月)	
	周知活動の年間実施計画(スケジュール)を立てる。市内のコンビニエンスストアにチラシ設置をする。(1回目のフォロー)*6月		公共施設にチラシ設置をする。(1回目のフォロー)関係分野の諸機関・事業所等への訪問による周知活動を行う。		関係機関や団体等での制度説明の開催準備及び開催をする。		市内のコンビニエンスストア・公共施設にチラシ設置をする。(2回目のフォロー)。*2月周知活動の実施状況の確認、検証する。	

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 事業係(居宅介護支援事業・訪問介護事業・通所介護事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
28	居宅介護支援事業	居宅サービス計画書を作成し、各事業所との連絡調整を行う。	職員全員のスキルの標準化が求められる。	日々の業務に活かすため、事例検討や勉強会等の内部研修を行い、各個人のスキルを向上させる。各種開催される研修会には、順次、全員が参加する。	毎月一回、部署内全職員で研修を実施する。	事業係(居宅介護支援事業)
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)	
	定例研修を(毎月)実施する。					
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
29	訪問介護事業	各制度に基づく在宅サービス。ヘルパーを派遣して身体介護、生活援助を行う。総合事業移行に向けた、各関係機関との連絡調整を行う。	各制度に基づき在宅サービスを提供する為、ヘルパー各個人にスキルが求められる。	毎月一回研修を実施していく中で、外部講師や外部で開催される研修へ参加をし、ヘルパー各個人のスキルアップを目指す。	毎月1回土曜日に開催する研修は継続して実施する。外部講師と外部研修等に参加してもらい、専門的知識を習得し、日々のサービスにおいて提供できるようにする。	事業係(訪問介護等事業)
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)	
	平成30年度介護保険制度が改正されるので、改正された点についての研修を実施する。		ヘルパーの現場に合わせ、おむつ講座などの外部講師が行う研修を実施する。		外部講師に依頼し、移動・移乗の介助方法について研修を実施する。	
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)	
	さつき新聞(第5号)を発行する。精神疾患(統合失調症、うつなど)についての内部研修を行う。		さつき新聞(第6号)を発行する。利用者アンケートの内容を検討する。認知症についての内部研修を行う。		さつき新聞(第7号)を発行する。利用者アンケートを実施し、結果を分析する。	
第4四半期(1月～3月)		第4四半期(1月～3月)		第4四半期(1月～3月)		
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
30	通所介護事業	在宅生活を送る要介護・要支援の高齢者または障がい者・障がい児の利用者に対して、生活相談、機能訓練、養護、健康チェック、食事の提供、入浴、送迎を実施。総合事業移行に向けた、各関係機関との連絡調整を行う。H29実績利用高齢者45名、利用障がい者28名。	障がいについての知識が不足している。利用者の家族がどのようなサービスを受けているのかを理解する機会が少ない。	障がいについての理解を深め、その方にあつた介護を提供する。利用者アンケートを実施し、満足度の高いサービスへ改善する。家族会を開催し、家族のサービスへの理解度を深めるとともに年4回「さつき新聞」を発行し、活動内容の周知に努める。	障がいについての内部研修を行う。年1回の利用者アンケート(11月)、家族会(2月)の実施により、ニーズの把握やサービス内容の理解・改善を図る。「さつき新聞」の発行(4・7・10・1月)を行い、活動内容の周知を行う。	事業係(通所介護等事業)
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)		第3四半期(10月～12月)	
	さつき新聞(第5号)を発行する。精神疾患(統合失調症、うつなど)についての内部研修を行う。		さつき新聞(第6号)を発行する。利用者アンケートの内容を検討する。認知症についての内部研修を行う。		さつき新聞(第7号)を発行する。利用者アンケートを実施し、結果を分析する。	
第4四半期(1月～3月)		第4四半期(1月～3月)		第4四半期(1月～3月)		
第4四半期(1月～3月)		第4四半期(1月～3月)		第4四半期(1月～3月)		

平成30年度長久手市社会福祉協議会事業計画 相談支援係(地域包括支援センター・障がい者相談支援事業)

	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
31	地域包括支援センター運営事業	地域包括ケアシステム構築と地域課題を抽出する。 要支援認定者及び、総合事業該当者へのケアプラン作成、評価を行う。 介護、医療、福祉、生活全般、高齢者の権利に関する相談を行う。 担当介護支援専門員が決まるまでの利用者支援を行う。 介護支援専門員への助言・指導を行う。 認知症初期集中支援チームとしての活動を行う。	地域課題の収集は行っているが、分析が行えていない。	個別地域ケア会議を通し、地域課題の収集と分析を行う。	個別地域ケア会議を毎月開催することで、地域課題の収集を継続し、四半期毎に地域課題の分析を行う。	相談支援係 (地域包括支援センター事業)
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	地域ケア会議を開催する。 地域課題の分析を行う。(6月) 認知症初期集中支援チーム員会議へ参加する。		地域ケア会議を開催する。 地域課題の分析を行う。(9月) 認知症初期集中支援チーム員会議へ参加する。	地域ケア会議を開催する。 地域課題の分析を行う。(12月) 認知症初期集中支援チーム員会議へ参加する。	地域ケア会議を開催する。 地域課題の分析を行う。(3月) 認知症初期集中支援チーム員会議へ参加する。	
	事業名(箇条書き)	事業概要(箇条書き)	課題	目標	実施事項	担当係
32	長久手市障がい者相談支援事業	障がい児・者、難病を持っている人に対する相談全般・サービス等利用計画作成・認定調査・保育所等巡回相談支援事業・障がい者自立支援協議会運営を実施。サービス等利用計画 132件、障害児支援利用計画 162件(H29.1月現在) 市内身体障害者手帳所持者 1,118人 療育手帳所持者209人 精神障害者福祉福祉手帳所持者 329人(平成28年3月31日現在)	事業者・利用者向け学習会、障がい者福祉に関する啓蒙活動、権利擁護に関する取組が不十分である。	支援者のスキルアップにより、より適切な支援の実現。 利用者への情報提供を進め、適切な支援の活用。 啓蒙活動により市民への理解を呼びかけ、障害者の社会参加を促進させることへつなげる。	事業者向け学習会を実施する。 利用者向け説明会を実施する。 市民向け講演会を実施する。 特別支援学校等卒業予定者への情報提供、面談を実施する。	相談支援係 (障がい者相談支援事業)
実施スケジュール	第1四半期(4月～6月)		第2四半期(7月～9月)	第3四半期(10月～12月)	第4四半期(1月～3月)	
	事業者向け学習会を実施する。① 利用者向け説明会を実施する。① 特別支援学校等卒業予定者への情報提供、面談を実施する。		事業者向け学習会を実施する。②	事業者向け学習会を実施する。③ 市民向け講演会を実施する。	事業者向け学習会を実施する。④ 利用者向け説明会を実施する。② 特別支援学校等卒業予定者への情報提供、面談を実施する。	